

令和4年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年8月5日（金）
午前9時30分～午前11時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 5番 田中 輝男
6番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男
14番 下村 帝 15番 北森 正誠
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 4番 西田 清範
5. 議 題 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第19号 事業計画の変更について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第21号 非農地証明書の交付について
議案第22号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
報告事項第17号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第18号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
報告事項第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

議 事

- 事務局 本日の月次総会につきましては、4番西田委員から欠席届けがあり、出席委員数は22名でございます。
- 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 それでは、ただ今より令和4年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。
- 本日は、議案6件、報告事項5件がございます。
- 本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。
- (委員一同 異議なし)
- 会長 それでは、私の方から指名させていただきます。18番長谷委員、19番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会長 それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
- 議案書は1ページから3ページまでです。
- 今回の申請件数は6件で、申請面積は28,580.00㎡です。
- 許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。
- 申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。
- 1番は、高齢により、父と子との間で10年間の使用貸借権を設定するものです。
- 2番、3番は、譲受人が同一です。労働力不足のため、隣接地の耕作者に、贈与により所有権を移転するものです。
- 4番は、譲渡人は遠方に住んでおり、また高齢により労働力不足のため、所有権を移転するものです。
- 5番は、高齢により労働力不足のため、近隣の耕作者に、所有権を移転するものです。
- 6番も、高齢により労働力不足のため、隣接地の耕作者である農地

所有適格法人に所有権を移転するものです。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第18号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。

議案第18号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が1件、面積は775㎡、5条申請が16件、面積は7,568.28㎡です。それでは、議案書5ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、五福地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。この案件につきましては、6月15日で申請がありましたが、一度取り下げられ、今回改めて申請されるものです。転用の概要といたしまして、申請地については、昭和30年頃から農業用施設が建っており、宅地部分での住宅の建て替えをしたところ、農業用施設部分の地目が田であることが分かり、今回、地目変更のため申請されたものでございます。申請書に始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業も実施されていない区域であり、農地区分は第2種農地で、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

続きまして6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご

説明いたします。

5条申請1番は、月岡地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の〇〇〇〇は、主に自動車の板金塗装、修理整備業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存地の中・大型車両の整備工場を年度内に建設する予定にしており、そのため車両置場や従業員駐車場が不足することから、隣接地において新たな駐車場の整備を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請2番は、月岡地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、市内のアパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になっており、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設及び医療施設があり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、月岡地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地は申請者が約80年前から住宅敷地として使用しており、先代が亡くなったのち相続されましたが、地目が田であることが分かり、今回地目変更のため申請されたものでございます。申請地より半径300mの範囲の中に鉄道の駅があることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請4番は、五福地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請者の●●●●は、タイヤ・ホイールの販売、修理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、業績拡大に伴い、タイヤの保管スペースが不足していること、また、来客用駐車スペースが手狭で繁忙期は路上駐車が目立っていることから、事業の円滑化のため隣接地において、資材置場及び駐車場の整備を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書7ページをご覧ください。5条申請5番は、五福地区において、一般住宅建築の計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、実家で生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきており、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営

農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請6番は、八幡地区において、農業用倉庫を建築する計画であります。申請者の△△△△は、令和3年に設立され、主に農産物の製造及び加工を行っております。転用の概要といたしましては、今年度から農地を利用権により借りて農業参入しておりますが、農機具保管庫や農産物の洗浄、袋詰めスペースが必要であることから、既存販売施設に限りなく近い申請地において農業用倉庫の建築を計画されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請7番は、八幡地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきており、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請8番は、老田地区において、農業用施設及び農作業場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は令和4年から農産物の生産及び販売を行っており、農地を利用権により借りて農業参入しております。転用の概要といたしましては、農機具を格納する倉庫が必要であること、また収穫した野菜を保管、洗浄、選別等を行う作業場が必要であることから、農業用施設及び農作業場の整備を計画されたものであります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。5条申請9番は、水橋三郷地区において駐車場を整備する計画であります。申請人の■●■■は、主に一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬業務を営んでおります。転用の概要といたしましては、事業拡大に伴い、従業員駐車場が不足しており、今回隣接地において新たな駐車場を整備するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請10番は、大沢野地域大沢野北部地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請者の◇◇◇◇は、現在、細入地域で自宅兼事務所を構え、主に農業経営、土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存の細入地区の資材置場が手狭であること、細入地区から市内各現場への移動時間がか

かりすぎることから、農業部分の拠点は引き続き細入地域を中心に置き、土木工事関係の拠点を上大久保地域に置き事業の円滑化を図るため申請地において資材置場及び駐車場の整備を計画されたものがございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請11番は、大沢野地域大沢野北部地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請者は、自営業で建具の加工販売や軽貨物運送業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請者は、現在、市中心部において事業を行っておりますが、既存店舗の老朽化が激しいため、既存事業所を売却し、機能移転を図るため、国道41号線にも近く利便性のある申請地において新たな資材置場及び駐車場を整備するものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請12番は、大沢野地域大沢野南部地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の□□□□は、主に土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存の従業員駐車場が手狭になってきていることから、隣接地において、新たな駐車場を整備する計画であります。申請地は、10ha未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書9ページをご覧ください。5条申請13番は、八尾地域杉原西部地区において、資材置場及び倉庫を整備する計画であります。申請者の▽▽▽▽は、金属の加工及び売買を主に行っております。転用の概要といたしましては、業績が順調に伸びていることから、事業拡大に伴い、資材置場が手狭になっているため、隣接地において新たな資材置場の確保、また、倉庫の整備が急務となり、今回申請されたものがございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書10ページをご覧ください。5条申請14番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になってきており、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものがございます。申請地は、10ha未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請15番は、八尾地域保内東地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、

同八尾地域の実家で両親と生活をしておりますが、子供の成長に伴い、手狭になっており、生活環境が整った利便性のある土地で住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地であり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請16番は、八尾地域保内西地区において一般住宅を建築する計画であります。申請者は八尾地域内に◎◎社ある▼▼▼▼神社の管理（禰宜（ネギ））を行っております。転用の概要といたしましては、申請者は現在、市内のアパートで生活しておりますが、八尾地内の広範囲に存在する神社の管理を円滑に行うため申請地で住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

（担当委員から問題ない旨の報告あり）

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第18号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第19号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号事業計画の変更申請についてご説明いたします。
議案書は11ページ、12ページになります。

こちらにつきましては、令和2年9月30日に、農地法第5条の規定により、工期2年間の陸砂利採取で許可されたものでございます。事業計画変更の概要といたしましては、令和3年12月からの

大雪により、埋め戻し作業が遅れており、地権者の要望により地盤沈下を防ぐため一定期間、自然転圧を行うよう要望があったため、1年間工期の延長を申請されたものであります。その他工事内容の変更はございません。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第19号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、13ページから16ページです。

利用権設定は、今回は7件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、10年が6件です。設定面積は、68,675.00㎡です。

15ページ1番から16ページ7番が相対であります。

新規農家が2件あります。15ページの2番から16ページ4番は、借り手は、父とともに以前から兼業で農家を営んでおり、地域の要望に応じて農地を借り、水稻、にんじんの栽培を行うものであります。****にて1年間の研修を受けており、父と農業経営を行っていく予定となっております。

農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機は父から借用、収穫機等は****よりリース予定となっております。農作業従事者は本人及び父です。販売先は◆◆◆◆に出荷する予定としております。

16ページの5番から6番は、借り手は公務員ですが、後継者不足解消のため自ら農業経営を行い、農地を借りにんじん等の栽培を行うものであります。現在南砺市に住んでいますが、近く祖父宅横

に住宅を建築し引っ越す予定であります。農業の指導については、祖父に指導をしてもらう予定となっております。

農機具については、トラクターを所有しております。農作業従事者は本人及び配偶者です。販売先は☆☆☆☆に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第21号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号非農地証明書の交付についてご説明いたします。
議案書のページは、17ページから19ページです。

各案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

★★委員 5番は登記が畑で現況が畑と書いてあるが、現況の方を見た目が山林なら変える方がいいのではないか。

事 務 局 担当不在にしておりますので、担当確認の上、修正させていただきます。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第21号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。

会 長 続きまして、議案第22号空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号空き家に付随した農地の別段の面積(0.1a)の設定区域についてご説明いたします。

議案書のページは、20ページです。別紙の位置図を併せてご覧ください。

富山市空き家情報バンクに登録される物件に付随した農地は、別段の面積を設定し告示することで、0.1aから農地法第3条による権利設定が可能となります。

位置図の斜線の箇所が、今回申請のあった農地で別段の面積を設定する区域です。点線で囲んである箇所が、空き家の所在地です。

申請件数は3件です。

1番は、5筆あります。町名はすべて八町で、4036番地、4155番地、4156番地2、4163番地、4168番地です。

農地の合計面積は414.00㎡です。空き家の所在地は八町4153番地です。

2番は、2筆あります。婦中町富崎132番地及び133番地です。

農地の合計面積は254.00㎡です。空き家の所在地は婦中町富崎131番地です。

3番は、2筆あります。婦中町萩島382番地及び384番地です。

農地の合計面積は553.00㎡です。空き家の所在地は婦中町萩島383番地です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました空き家に付随した

農地の別段の面積の設定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

❖❖委員 要綱では農地の指定を告示すると記載されている。議案書の表題は面積の設定ではなく指定と記載するのが適切ではないか。

事務局 議案書の表記の方法については、検討したいと思います。

会長 議案書の表記は検討する事とし、今回は別段の面積0.1アールを設定する農地として、1番2番3番を指定することに異義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第22号空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、原案どおり決定することといたします。

会長 続きまして、報告事項に入ります。
第17号 農地法第3条の3の規定による受理について
第18号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第17号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、21ページから31ページです。
今回の受理件数は26件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。
報告事項第18号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。
議案書のページは32ページから37ページまでです。
今回の受理件数は、4条が1件、5条が16件、合わせて17件、面積は合わせて12,114.60㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたし

ます。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、34ページ5条の2番です。

報告事項第19号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、38ページから39ページです。

解約件数は3件で、解約面積は2,661.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番は自作、2番は利用権設定のため、3番は5条申請のためとなっております。)

議案書40ページ報告事項第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げ、並びに議案書41ページ、報告事項第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについてご報告いたします。

こちらの2件については6月15日に申請されましたが、他法令の許可見込みに支障が生じたため、7月6日付けで取り下げられたものです。こちらについては、先ほどご説明したとおり7月15日受付の農地法第4条第1項の規定による許可について再度申請されております。

以上でございます。

議案書にはございませんが、令和4年5月総会にて審議いただきました、中間管理機構通しの利用権設定にかかる、農用地利用配分計画につきましては、富山市提出の原案通り認可された旨、富山県より通知がありましたので、ご報告します。

ご覧になりたい方はこちらに置いておきますので、ご覧ください。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もないようですので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　続きまして、3. 協議事項に入ります。

7月総会で説明のありました農地情報バンク制度事業について、ご協議いただきたいと思いますのですが、その前に再度、事務局より説明をお願いします。

(事務局 説明)

会長 　それでは、当事業について、改善点や疑問点などご意見、ご質問

があれば承ります。

□□委員

1年以上前なんですけど、事務局から家庭菜園的な農業をやりたいという連絡があったということで、私の担当地区の◎◎だったんですけど、相手の名前と携帯連絡先を言われてこちらから連絡して、推進委員の◎◎さんと一緒に相手の方と会った。農地を探した相手が外人だった。やる気も話の中ではあったんですね。農地はろくなところがなかったんですけど、推進委員の◎◎さん自らの土地を、2アール3アールレベルで提供しようかと。場所もないし。◎◎さんがトラクターで起こして◎◎さん主導でやってくれてたんですけど、1年目から周りからの反応が良くなって、バケツとかじょうろとかをちらかしていってるとか、2年目になると草も刈らなくなった。面談も予め事務局の方で、やってもらいたい。簡単にこちらにふらないでもらいたい。

できれば最初の時点で地域就農者なら売り先どこかとか、何を作りたいかだとか、地域によっては行き来できる距離が大丈夫なのか、ある程度つつこんだ話をしてもらってからこっちに振ってもらった方がありがたい。

事務局

農地利用希望者については、最終的に農地法第3条に行きつきますので、何を作るか申請をする際に本人から記載を求める、申請については窓口でお受けしますのでしっかり確認をしたいと思っております。

□□委員

◎◎さんと相談しているが、現状外人のグループが集まって夜でもバーベキューとは言わないけども、わいわい騒いでそこで畑の仕事ではなく遊んでいくということが現実ある。夜は暗いところなんだけど周りが繁華街でもないの、やかましいと苦情が出ている。

あんまりひどいものだったらこの時点でやめてくださいと言える権限があればいいんだけど、キャッサバが草ぼうぼうの中で植えてあるので、こっちも簡単にやめろと言えない状況が現実。協力を十二分にしたい思いがあるが、本人と町内が上手くいかない。

★★委員

中山間地は買いたい、利用したい人がいないので、どういふので出されるのかわからんけど、変に農業委員会がやるといえば、みんな出すとって農業委員が担当しろといわれたら大変なことになるので。作ってくれという人ばかりなので、営農組合で水管理だけですらやってくれと振ったらくらいなので、絶対いいことなんだけど、農地に関してはいいことなんだけど、PRの広報の仕方によって変にならないようにだけお願いしたい。

◆◆委員

誰が、活動するのという話。バンクを作るにあたって情報収集だけやるの。そこに農業委員関わってやってしまうと、最後まで関わった人の話になる。農業委員会でこんなバンク作って情報公開するのはいいけど、田んぼ作りたい人などの情報を農業委員がどこまで関わってくるのか。

お互いの買いたい人、貸したい人、売りたい人の間に農業委員会の事務局のスタッフで詳しい話ができる部門があるのか、こういうのを作るのはいいけど、誰がするの。わからんから担当の農業委員よんでくれと、そんなことされると、なおかつ斡旋してくださいと。農業委員としてはやってられない。仕事増えるだけだもの。なるべく関わりたくない。

線引きをどうするのか、事務局の中で話が来た時のアドバイザーとかそういう部門を作っていたかかないと。際限なく情報が来ました、担当の地区の人に聞いてください。電話かかってきてどうしますかと言われてたら。

皆さん大きい農家さんもあればそれなりの事しとられる中でそれも仕事かよという話。どういう線引きをしていくかきちっと明示もらわないと。それをどういう風に処理していくかが一番問題だと思いますけど。いかがでしょうか。

事務局

現在のところ、農地情報の募集に関しては、市のホームページ、広報等による周知を考えています。農業委員さん推進委員さんにこの事業のための農地を集めてくださいとお願いすることは考えておりません。例えば、地域の方と話しをする際にこういう事業があるのご紹介をしていただきたい。基本的には窓口は事務局にさせていただきます。農業委員等にはこういう事業があると周知をしていただき、農家の皆さま、農業を希望されている方に事業のご案内をしていただきたいと考えています。

＊＊委員

この事業の前に、私の担当しているエリアで、高齢になって田んぼができない、近隣で誰か斡旋してもらえないか、もしくは賃貸・売買が可能かどうか、今現在農業委員会の方から我々の方に照会がきています。

それをうけまして推進委員の方、照会があった方にお会いして、近隣の生産組合長、総代さんそれから担い手さん、法人の方いろいろあたりながら交渉しておりますけど、基盤整備が徹底されているような大型だと受け手がいるんですけど、整備されていない、そういったところはなおさらのこと誰も作りたくない。

どうしても難しいですけど、バンクとして事業化したときは我々農業委員は動かなくていいということですか。

事務局 相手を見つけてくださいということは考えていない。

**委員 現在の時点で照会が来たことによって忙しい。誰かいないかと大変な日数も掛かりますし、足も運ばなくてはいけない。我々農業委員としてどこまでやれるのか。

✪✪委員 農地法第3条の3の規定があつて、農地を取得した場合届け出をしなくてはならない。斡旋の希望もあると思うので、バンクに入れていただく。県外、市外の方の場合、農地がどういう状況で、作られる方が決まっているのか決まっていないのか、自分ができないのであればどうなっているかわからないわけですよ。聞いてこういうバンクがあるんですがと言って、農地バンクに登録してもらうのはいかがですか。

事務局 県外の方も窓口に相談に来ておりました、富山市に誰もいなく、相続をした土地であるが全く農業ができない。空き家があるので農地付き空き家住宅に申請をするつもりだったのですが、現在貸借があつたので見合わせている状況ですが、その方でも貸借がついてない農地については、この制度を考えていると案内をしています。農地情報バンク制度に、必ず相手が見つかるとは限りませんが、登録し、提供しないことには前に進まないと思います。

斡旋という農業委員の業務がありますが、現在、申し出があれば斡旋のお願いをさせていただいております。

この事業ができましたら窓口や、届け出があつた段階で当該事業を説明をさせていただこうと思います。

**委員 中山間地においては、表向きは大変よろしいんですけど、このまま出られるととんでもないことになると思つているのですが。

一番いい加減なのが土地の所有者だと思います。土地の所有者が、遊休化した土地を貸したいというのはわかりますが、土地の所有者があるところには農道もついでますし、用水があり集落なりが管理している。土地借りて1年2年経って管理状態が悪い場合は、いろいろ集落にかかってくる。多面的機能支払いとか中山間地支払いとかで、所有者よりそちらの団体のほうが農地の管理を賄っている実情が多いわけで、土地の所有者のいい加減さにあきれているくらいなんで。

集落の農地に関してのある程度の権限のある方に中に入つていただかないと成り立たないと思います。とにかく土地の所有者の思いだけでやられると集落が迷惑するし、山田の場合いくつかの集落があつて、集落のおきてがあつて絶対他の集落に行つて田んぼやりま

せん。用水問題は大変な問題です。農道通らないと田んぼいけませんし、甘すぎると思います。もうちょっと深く検討してほしい。

❖❖委員

農地情報バンクというのは、富山市農業委員会が考えた案なのか。ネット情報見ると、何年も前からある話。人農地プランが出た時から農地情報バンクがあるんで。農地の登録制度が必要だということで動いているんだと思う。

****がどう関わってくるのか。****がどういう位置づけが見えない。10年前から他地区はネット情報ではどの農業委員会さんも****と協力しながらやっている。だから農業委員も協力してくださいと。実際そんなものかなと思います。

事務局としてはこれを計画された段階で他市の先進的な事例の中でメリット・デメリット、農業委員会の関りも含めて一度整理されたらいいのかな。今始まった話だけではなく、10年以上前の過去からある話なので、当然照会されてるとは思いますけど、その辺示してもらえれば皆さんわかりやすいのかなと思います。

★★委員

対外的には農業委員会として持つておくべきものなんだろうと思うけど。実際これがでてめちゃくちゃ動くことはないと思うけど。

〇〇委員

月の6件の活動報告を出しなさいの中に農地集積・集約をしなさいという課題があるわけです。月々に農業委員が意識して、活動報告書を出すということがイコールこの制度事業につながっていくと思うから、事務局もそういう面でのチェック機能をしっかりして管理してもらいたい。

活動報告を書いているんだから、集積集約をしなさいと必須科目みたいな表現で事務局の方がおっしゃっていたわけだから、そこをどこまで意識するかは別にしてそういう面での報告でですね、皆さんご理解していただけたらいいんじゃないですか。

困っているんだけど、3反の田んぼが平場で二枚がある。所有者の近所に推進委員がいるからこの方に貸して大事な農地を活用しましょうという相談してるのに、なんでおらの田んぼを人に貸さなければならぬんだと。平場で原野化しそうな田んぼがある。

空き家と一緒に、ペナルティはないのかね現状は。空き家は固定資産税の優遇をなくしたりペナルティあるでしょ、空き家防止の場合。優良農地を耕作放棄して近所に迷惑をかける。人の言うことは聞かない。こういう所有者に対するペナルティを検討する必要がある。

**委員

農地の所有者の権利がありすぎて、管理不行き届きのペナルティ

が少なすぎる。

〇〇委員 ただでさえ田に掛かる固定資産税が非常に安い。そういう配慮を近所に迷惑をかける。ただでさえ中山間地で非常に困っている現状があるのに、そういう面での対応処置の仕方を、事務局の方から県含めてご提案してもらいたい。

**委員 土地の集約化が進まないのは土地の所有者に甘すぎる。管理に対するペナルティを強化してもらわないと地域が困る。

〇〇委員 土地改良区に負担金というものがかかってくる。土地を借りたい・買いたいという方に、ご理解を頂けるような対策をうちながらの取り組みにしないと、聞いてない等の馬鹿な発言をする方がおられるものだから、それも含めてお願いします。

◆◆委員 年間どれくらいの方が耕作利用される予定か。5年10年かけて。農地バンク素晴らしい取り組みだと思う。貸す人はいっぱいいる。労働者不足、高齢化、機械が高くて買えない。辞めたい人は3分の1は間違いなくいると思います。機械壊れたら、田んぼやめたい。即辞めたい人はけっこういると思う。そういう中で募集して希望者がいるとして農業やれますか。

★★委員 富山市農業委員会が、農地情報バンクを持っていないということが、あれなら作っとかんならん。募集せんでもありますと公表できる形にして。

事務局 農業委員の活動をサポートするための一つのシステムと考えている。新規就農者で一番の壁が土地の取得だと聞いております。それに答えるためにこういった制度があればいいと考えて仕組みを作ろうと考えています。何人手を挙げる人がいるかはわかりません。

◆◆委員 農業やるためにどのくらいのお金かかるとおもいますか。

事務局 どの程度から始めるかによって違ってくると思います。

☆☆委員 県外に行く場合、遊休農地を登録して、3年4年放置してあれば普通は田はできない、畑もできない。登録はしてあったけど、実際借りる人が現地をみたらできない、やめたということもある。現地は見てくださいと、農業委員が見るそういう仕事は必要だと思う。

出す人は遊休になってないよというかもしれない。

中山間地で何年も保全だけしてあった場合は田んぼも作れない。牧草作ったら絶対何年間も田んぼはできない。その辺も理解しないと。現地確認くらいは農業委員はやってもいいかなと思いますけど。

◆◆委員

反対意見を述べているわけではないので聞いてほしいんですけど、2、3年前に利用意向調査をしたはずなんです。それを地図に落としこみして色分けするという話もありました。

私のところにはきていない。そういうものとかみ合わせながら、何年か前にやった意向調査でやった情報が地図化されてない状況の中で、これ本当にできるのって話、疑問がわくわけです。

農政に関わるいろんな課があるでしょう。農業委員会が地図化されたものがとっくの昔にできてなくてはいけない、去年の12月にできてないといけないことなんです。地図化して色分けする。

地区センターのごく一部の人が個人的に情報を地図化しているのを一部もらいましたが、それでも全部網羅しているわけではない。そういうことも頭に置きながら活動してもらわないと。また一緒の事なんで。

〇〇委員

皆さんに言いたいのは、3条4条5条の報告、我々書類を集められたら何も残ってない。個人情報を入れすぎたような報告をする必要がないと思う。細かく報告されすぎる方もおられるが、要領を得て報告をしましょう。

会 長

ただ今、ご意見をいただいた内容に、追加、修正などをした最終案について、運営委員会で協議をし、決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長

それでは、運営委員会で最終協議し、決定したいと思います。

会 長

4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会 長

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。